

# 平成14年度石川県保育士試験問題

## 児童福祉(その1)

[解答は全て解答用紙に記入すること。]

1 次の言葉に関係する人物の記号を記入しなさい。

- (1) 遊戯療法
- (2) セツルメント活動
- (3) 来談者中心療法
- (4) ケースワークの母
- (5) 児童の世紀
- (6) ハル・ハウス
- (7) 知能テスト
- (8) 自閉症
- (9) ニューディール
- (10) 家庭学校

(イ) トインビー	(ロ) ルーズベルト	(ハ) リッチモンド	(ニ) ビネー	(ホ) ケーラー	
(ヘ) アスペルガー	(ト) ケイ	(チ) ロジャーズ	(リ) アクスライン	(ヌ) ペスタロッチ	(ル) ハーロー
(オ) ジェーン・アダムス	(ワ) フロイト	(カ) チャーチル			

2 次の言葉とより関係の深いと思われる項目の記号を記入しなさい。

- (1) 母子指導員
- (2) 家庭相談員
- (3) 児童委員
- (4) 児童厚生員
- (5) 児童指導員
- (6) 児童生活支援員
- (7) 児童福祉司
- (8) 婦人相談員
- (9) 調査官
- (10) 保健師

(イ) 警察	(ロ) 民生委員	(ハ) 児童の事故防止のための奉仕活動	(ニ) 保護観察所	
(ホ) 家庭裁判所	(ヘ) 知的障害児施設	(ト) 保健所	(チ) 児童相談所	(リ) 母子生活支援施設
(ヌ) 児童館	(ル) 売春防止法	(オ) 児童自立支援施設	(ワ) 福祉事務所	(カ) 保育所

3 児童福祉法に関して、次の文章の空欄に適切な数字又は語を入れなさい。

- ・児童福祉法でいうところの児童とは満（ア）歳に満たない者をいう。
- ・幼児とは満（イ）歳から、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- ・保護者とは、（ウ）を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- ・市町村、（エ）その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- ・禁止行為の規定のうち、児童福祉法第三十四条第一項第六号の規定（児童に淫行をさせる行為）に違反した者は、これを十年以下の懲役又は（オ）万円以下の罰金に処す。

受験番号

# 平成14年度石川県保育士試験問題

## 児 童 福 祉 (その2)

4 次の質問について解答しなさい。

- (1) 児童厚生施設を二つ書きなさい。( a ) ( b )
- (2) 児童相談所の主な業務を三つ書きなさい。( c ) ( d ) ( e )
- (3) 福祉事務所が措置する児童福祉施設の種類を二つ書きなさい。( f ) ( g )
- (4) 児童福祉施設以外に措置で児童を預かることができるものを一つ書きなさい。( h )

5 保育所の設備の基準について次の文章の空欄に適切な言葉を入れなさい。

- ・満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、( ア ) 又は ( イ )、屋外遊戯場、( ウ ) 及び ( エ ) を設けること。
- ・保育所のカーテン、敷物、建具などで可燃性のものについて ( オ ) 処理が施されていること。

6 次の文章は児童憲章の一部です。空欄に正確な言葉を入れなさい。

- ・児童は、( a ) として尊ばれる。
  - ・児童は、( b ) の一員として重んぜられる。
  - ・児童は、よい ( c ) のなかで育てられる。
  - ・すべての児童は、適当な ( d ) と住居と被服が与えられ、また、( e ) と災害からまもられる。
  - ・すべての児童は、( f )、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
- あやまちをおかした児童は、適切に保護 ( g ) される。

7 次の質問に答えなさい。

- (1) 保育の多様化といわれていますが、特別保育事業にはどのようなものがあるか三つ書きなさい。但し、季節保育所、へき地保育所、夜間保育所は含まれません。( ア ) ( イ ) ( ウ )
- (2) 要保護児童の通告先を二カ所書きなさい。( エ ) ( オ )

8 次の言葉の意味を簡単に説明しなさい。

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 児童扶養手当

9 触法少年と犯罪少年の違いについて簡単に説明しなさい。

10 近年、児童虐待が社会問題となっていますが、その具体的対応策について私見を述べなさい。

受験番号

# 平成14年度石川県保育士試験解答用紙

## 児 童 福 祉

1	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
2	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
3	(ア)		(イ)		(ウ)		(エ)		(オ)	
4	(a)		(b)		(c)		(d)			
	(e)		(f)		(g)		(h)			
5	(ア)		(イ)		(ウ)		(エ)		(オ)	
6	(a)		(b)		(c)		(d)			
	(e)		(f)		(g)					
7	(ア)			(イ)			(ウ)			
	(エ)				(オ)					
8	(1)									
	(2)									
9										
10										

受 験 番 号	得 点